

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値を高め、株主の皆様はもとより、すべてのステークホルダーからの信頼を確保していくためにコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と考え、経営の意思決定の迅速化、経営の監督機能の強化及び適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保を重要な課題としております。

● 基本的な考え方を実現するための体制

(ア) 企業統治の体制の概要

a) 取締役会・常務会

当社では、株主利益に大きな影響を与えると判断される事項や業務運営上重要な案件について適確かつ迅速な経営意思決定を行うために、取締役会及び常務会を機動的に運営しております。

取締役会は原則として毎月1回開催しており、法令及び定款で定められた事項を始め経営上重要な事項について決議を行っております。また、取締役及び監査役の人事並びに報酬等に係る取締役会の機能の客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を含むメンバーで構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。

常務会は常勤取締役によって構成され、原則として毎週1回開催しており、取締役会の決議事項その他の重要な事項についての審議を行っております。

定款により、取締役の員数は18名以内、監査役の員数は5名以内と定められております。

b) 執行役員

執行役員は取締役会によって選任され、取締役会で承認されたグループ経営戦略や経営計画等を実行に移し、諸施策の遂行を効果的に行う役割を担います。

c) 相鉄グループ執行役員

グループ経営戦略・経営計画等に関する意見交換やこれらの徹底を目的とし、取締役会の決議に基づき相鉄グループ執行役員を選定しております。

d) グループにおける会議体

持株会社の求心力を維持し、各事業会社との意思疎通を図り、グループ全体の戦略、政策、方針や各社業務執行状況等に関する意見交換等を行うことを目的として、当社執行役員と相鉄グループ執行役員とで構成される相鉄グループ執行役員会議及び当社会長・社長その他幹部役員と相鉄グループ全社社長(孫会社は除く)とで構成される相鉄グループ社長会を設置しております。

(イ) 当社が現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由

当社のコーポレート・ガバナンスは監査役会設置型を採用しております。当社取締役会はその過半数が当社の業務に精通した常勤取締役で構成されている一方で、独立性の高い3名の社外取締役も選任しており、当該社外取締役が当社とは独立した立場から客観的視点による意見や助言を行うほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに、3名の社外監査役を含む監査役会が内部監査部門や会計監査人と連携をとりながら取締役会に対する監督機能を担っており、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適正に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、他の株式会社の株式についてその発行済株式総数の一部を保有することが、当社グループの事業を円滑にし、中長期的に見て企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、政策保有株式を保有します。また、当社では、毎年1回、取締役会で個別銘柄毎に上記保有目的に沿っているか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証しています。この検証の結果、保有の妥当性が認められないと考える場合には売却を検討し縮減を図っております。

なお、2021年3月末時点の当社グループの保有する政策保有上場株式19銘柄につきましては、2021年5月に開催の取締役会において検証した結果、継続保有が妥当であると判断しております。

(2) 政策保有株式の議決権行使

政策保有株式の議決権行使にあたっては、議案の内容が、当該企業の中長期的な企業価値向上に資する内容であるか否か、当社グループが当該株式を保有する目的に反する内容であるか否か、当該企業に社会的に重大な不祥事が発生しており、当該企業の価値、若しくは当社グループの企業価値に重大な悪影響を及ぼしているか否か等を踏まえ、議案毎に賛否について判断をいたします。

【原則1 - 7】

当社では、役員や主要株主等との取引(関連事業者間の取引)を行う場合またはかかる取引を行う可能性がある場合には、会社や株主共同の利益を害したり、そのような懸念を惹起する可能性がある場合は、取締役会に取引内容を付議し、その承認を経ております。

【原則2 - 6】

当社では、企業年金のアセットオーナーとしての機能を十分に発揮するために、年金資産の運用に関する基本方針を定めるとともに、運用受託

機関と定期的に年金資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うこととしております。また、運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の選任・評価、資産運用における意思決定にあたり、参考意見を聴取することを目的として、企業年金の運用に必要な資質を有するものを委員とする資産運用委員会を設置しております。

なお、企業年金の運用に関し、当社の確定給付企業年金規約において、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって資産管理運用契約を締結してはならないと定め、当社と企業年金の受益者との間に生じる利益相反を適切に管理することとしております。

【原則3 - 1. 開示情報の充実】

(1) 経営理念、中期経営計画

当社では、「相鉄グループ経営理念」と「中期経営計画」を策定しております。詳細は、ホームページをご覧ください。

「相鉄グループ経営理念」 URL:<https://www.sotetsu.co.jp/about/philosophy/>

「経営方針等」 URL:<https://www.sotetsu.co.jp/ir/strategy/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬の決定、経営陣幹部・取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続

当社では、経営陣幹部・取締役の報酬の決定及び経営陣幹部の選任ならびに取締役・監査役候補の指名については、以下の方針と手続きによって行っております。

1. 取締役の選解任・報酬について

(1) 取締役にあって重要と考える資質

当社では、取締役にあってそれぞれの専門性のほか、戦略的思考、経営知識、豊富な経験及び高い倫理観を有していることが重要な資質と考えており、かかる観点で候補者の人選を行っております。

(2) 取締役選任の手続き

当社では、全ての取締役及び候補者について上記資質に照らして、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会決議により、株主総会に付議する取締役候補者を選任しております。

(3) 取締役の報酬

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会において、取締役報酬内規に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議を経て代表取締役会長が配分することを定めております。

(4) 取締役の解任の手続き

当社では、取締役が法令・定款に反する行為を行った場合、心身の故障により職務遂行が困難な場合及び職務への著しい不適任があった場合等に、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会決議により、株主総会に取締役の解任の議案を付議することを定めております。

2. 監査役の選任について

(1) 監査役にあって重要と考える資質

当社では、監査役にあってそれぞれの専門性のほか、独立した意見、高い見識、幅広い経験及び高い倫理観を有していることが重要な資質と考えており、かかる観点で候補者の人選を行っております。

(2) 監査役選任の手続き

当社では、全ての監査役及び候補者について上記資質に照らして、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、監査役会の同意と取締役会決議により、株主総会に付議する監査役候補者を選任しております。

3. 執行役員の選解任・報酬について

(1) 執行役員にとって重要と考える資質

当社では、執行役員にはそれぞれの専門性のほか、迅速・果断で冷静な判断力、高度なマネジメント能力、豊富な経験及び高い倫理観を有していることが重要な資質と考えており、かかる観点で候補者の人選を行っております。

(2) 執行役員選任の手続き

当社では、全ての執行役員及び候補者について上記資質に照らして、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会決議により執行役員を選任しております。

(3) 執行役員の報酬

執行役員の報酬については、役員報酬内規に基づき、また指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会において代表取締役会長が配分することを決議しております。

ただし、取締役を兼務している執行役員の報酬については、執行役員としての報酬と取締役としての報酬の合計が、株主総会で決議された取締役の報酬枠の範囲に収まるものとし、取締役会の決議により、役員報酬内規に基づき代表取締役会長が配分しております。

(4) 執行役員の解任の手続き

当社では、執行役員が法令・定款に反する行為を行った場合、心身の故障により職務遂行が困難な場合及び職務への著しい不適任があった場合等に、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会決議により、執行役員の解任をすることと定めております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、株主総会において、取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明を、参考書類に記載のうえ、株主総会に付議いたします。

なお、情報の開示に当たっては、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにいたします。また、海外投資家等の閲覧を考慮し、英語版決算説明資料を開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、代表取締役社長・社長執行役員をはじめとする執行役員に対して重要な業務執行として会社法で定めた事項を除く一切の業務執行権限を委任しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

(1) 当社は、東京証券取引所の定めた独立性基準に従い、東京証券取引所に対して、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」として独立社外取締役を届け出ておりますが、独立性基準に加え、多角的な視点から、経営陣からコントロールを受け得る者や、経営陣に対してコントロールを及ぼし得る者を避けるなど、独立性を実質的に担保しております。

(2) 独立社外取締役の選定にあたっては、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者としております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、取締役1人1人が、取締役として必要な基礎的な知識・能力・経験を有している上で、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を確保するために、それぞれが期待される専門性・経験値を備えた者を選任し、その結果、取締役会全体として機能を高めています。規模については、コングロマリットの中核としての持株会社として必要最小限の構成とすることを基本として、その時々に必要な人材や後継体制などを考慮に入れながらバランスのとれた適正な規模を確保してまいります。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振りむけるべきであるという観点から、常勤の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、兼任先の業務を踏まえ、その数は合理的な範囲にとどめるようにしております。

また、社外取締役及び社外監査役についても、同様に考えております。

取締役・監査役の兼任状況は、ホームページで開示しております。

<https://www.sotetsu.co.jp/ir/stock/meeting/>

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、毎年各取締役並びに監査役に対して、取締役会全体の実効性に関する評価についてアンケートを実施し、この結果により取締役会全体の実効性について確認しております。2020年4月から2021年3月までの取締役会全体の実効性についてのアンケートの結果による分析・評価は、以下のとおりです。

「当社は、取締役会全体としての知識・能力・経験等のバランス、価値観の多様性の確保及び取締役会の運営について概ね適正であると認識しております。引き続き取締役会全体の実効性を向上するため、適宜対応してまいります。」

【補充原則4 - 14 - 2】

(1) 取締役・監査役は、それぞれの役割・責務に関する理解を深めるために、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を目的として、就任時に会社の事業・財務・組織等についての研修を行うほか、その後も必要な知識を更新するためのフォローアップの研修を継続的に実施するものとします。

(2) 取締役会は、毎年6月の取締役会において、取締役・監査役研修の年間スケジュールとその内容を審議します。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 当社は、中長期的視点から当社の企業価値及び資本効率を高めて持続的に成長していくことに資する株主様や投資家の皆様との対話（エンゲージメント）について、重要との認識を持っております。

(2) 当社は、対話（エンゲージメント）を通じて、まず投資家の皆様に企業の社会的責任を含めた当社の経営理念や経営戦略等を認識していただき、その後の緊密な関係の基礎となる支持と信任をいただきたいと考えております。そしてそのような協調関係を前提とした対話（エンゲージメント）の在り方こそが企業価値を高め、持続的成長により企業と投資家の双方に利益をもたらすものという共通認識を醸成した上で、課題の解決についての議論を行いたいと考えております。

(3) 以上のように、対話の初期の目的は、投資家の皆様に、当社がどのような長期的な経営指標を念頭に置きながら、どのような規律に基づいて戦略達成に向かっていくかを理解し評価していただく点にあります。このため、対話の中心は個別具体的な事業の戦術的アクションに関する是非の問題ではなく、経営理念、ビジョン、経営戦略、企業価値を創造するためのビジネスモデルやガバナンスの説明が中心になるものと認識しております。インサイダー情報など機密性の高い情報を特定の投資家に対して説明することはありません。

(4) 当社は、これらの対話全般の内容に対して責任を持って応じられる当社側の統括的担当として執行役員である経営戦略室長を担当役員として設定いたします。対話は、経営戦略室長を中心に、対話をサポートするIR、企画、総務、財務、経理、法務部門の有機的連携によって行いますが、業務執行の都合と対話の内容によりそれにふさわしい代替りの者を充てる場合があります。対話の内容については担当役員を通じて適宜取締役会に報告する場合があります。

(5) 当社は、これら個別の対話以外にも、株主判明調査を実施することで自らの株主構造の把握に努めるとともに、投資家説明会の開催などIR活動の充実に努めております。

(6) 以上のとおり、当社は、対話（エンゲージメント）を、投資家の皆様と当社の持続的成長に向けたシナリオを共に理解し、共有する場と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,376,300	4.46
小田急電鉄株式会社	4,302,572	4.39
株式会社三井住友銀行	4,094,575	4.17
株式会社横浜銀行	4,092,236	4.17
株式会社日本カストディ信託銀行(信託口)	2,884,100	2.94
日本生命保険相互会社	2,339,455	2.38
相鉄共済組合	2,148,099	2.19
三井住友信託銀行株式会社	1,836,200	1.87
川崎信用金庫	1,830,789	1.86
株式会社大林組	1,312,154	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

2020年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2020年11月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三井住友信託銀行株式会社を除き、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	保有株券等の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,836,200	1.87
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,193,400	2.23
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	930,400	0.95

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加々美光子	弁護士											
恩地祥光	他の会社の出身者											
藤川裕紀子	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加々美光子	○	_____	弁護士としての専門的な知識及び経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役に就任いただいているものです。 同氏と当社との関係において意思決定に著しい影響を受ける相互間の取引等はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針、当該業績連動報酬に係る指標等については、本報告書の「II. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項〔取締役報酬関係〕」を参照ください。
なお、常勤取締役については報酬の一定額を持株会を通じて自社株購入にあてる自社株取得型報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年度における当社取締役及び監査役の報酬等の総額等は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)
取締役	221	187	34	9
(うち社外取締役)	(29)	(29)	(-)	(4)
監査役	78	78	-	5
(うち社外監査役)	(30)	(30)	-	(3)

(注)1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2020年6月26日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。
3. 上記報酬等は、2019年度業績に基づき当事業年度内に支給したものでありますが、新型コロナウイルスによる急速な業績悪化に鑑み、2020年5月以降、役員報酬の一部を自主返上しております。
4. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(以下、「KPI」という。)を反映し、原則として直近に公表された中期経営計画の連結営業利益及び連結当期純利益の達成率並びに普通配当額の増減率に応じて算出された額を月例の業績連動報酬等として支給しております。このKPI及び業績連動報酬等の算出方法は、取締役報酬内規に定めており、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の審議結果をふまえた見直しを行うものとしています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、これまで指名・報酬諮問委員会で審議されてきた内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職責と当社の事業規模及び業績等を総合的に勘案した適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役位と経験に基づく資格に応じた固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、業績連動しないものとしています。業績連動報酬等については、当社グループは、中核事業として鉄道事業を有する公共性の高い業種であることから、長期にわたる健全経営を重視し、その支給割合等の方針を定めるものとしております。また、これらの具体的な内容を内規(「取締役報酬内規」という。)として定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、事前に議題を社外取締役・社外監査役を含む全取締役・監査役に通知し、周知を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
及川陸郎	相談役	――	非常勤・報酬等無し	2013/6/27	任期無し
鳥居眞	相談役	当社からの要請に応じ、経験及び知見に基づく現経営陣への助言等(経営非関与)	非常勤・報酬等有り	2019/6/27	任期無し

その他の事項

相談役及び顧問の選任に関しては、取締役会の決議により決定しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1) 企業統治の体制

ア 企業統治の体制の概要

a 取締役会・常務会

当社では、株主利益に大きな影響を与えると判断される事項や業務運営上重要な案件について適確かつ迅速な経営意思決定を行うために、取締役会及び常務会を機動的に運営しております。取締役会は原則として毎月1回開催しており、法令及び定款で定められた事項を始め経営上重要な事項について決議を行っております。また、取締役及び監査役の人事並びに報酬等に係る取締役会の機能の客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を含むメンバーで構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。常務会は常勤取締役にによって構成され、原則として毎週1回開催しており、取締役会の決議事項その他の重要な事項についての審議を行っております。

各会議の当期における開催実績は下記のとおりであります。

取締役会:11回 常務会:26回

定款により、取締役の員数は18名以内、監査役の員数は5名以内と定められております。本報告書更新日現在の取締役総数は7名(うち社外取締役3名)、監査役総数は5名(うち社外監査役3名)であります。

なお、当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

b 執行役員

執行役員は取締役会によって選任され、取締役会で承認されたグループ経営戦略や経営計画等を実行に移し、諸施策の遂行を効果的に行う役割を担います。なお、本報告書更新日現在の執行役員は4名であります。

c 相鉄グループ執行役員

グループ経営戦略・経営計画等に関する意見交換やこれらの徹底を目的とし、取締役会の決議に基づき相鉄グループ執行役員を選定しており、本報告書更新日現在の相鉄グループ執行役員は11名であります。

d グループにおける会議体

持株会社の求心力を維持し、各事業会社との意思疎通を図り、グループ全体の戦略、政策、方針や各社業務執行状況等に関する意見交換等を行うことを目的として、当社執行役員と相鉄グループ執行役員とで構成される相鉄グループ執行役員会議及び当社会長・社長その他幹部役員と相鉄グループ全社社長(孫会社は除く)とで構成される相鉄グループ社長会を設置しております。

各会議体の当期における開催実績は下記のとおりであります。

相鉄グループ執行役員会議:4回 相鉄グループ社長会:5回

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

ア 監査役会

監査役会は3名の社外監査役を含む5名の監査役で構成され、原則として毎月1回開催されております。監査役会の当期における開催実績は12回であります。また、監査役は取締役会に出席し、さらに常勤監査役は常務会にも常時出席して必要に応じ意見を述べる等、取締役の職務遂行を厳正に監査しております。

イ 監査役の機能強化に関する取組状況

監査役の職務を補助することを目的とし、監査役会の直属部門である監査役会事務局を設置しております。監査役会事務局を担当する社員は、取締役その他業務執行にかかる管理職等の指揮命令を受けないものとし、また当該社員の人事異動及び人事評価については事前に常勤監査役の同意を得るものとしております。

ウ 内部監査及び会計監査

内部監査につきましては、専任部門として社長直轄の監査部を設置しており、本報告書更新日現在5名のスタッフが当社及び子会社の業務の適正性及び効率性の監査を実施しております。

会計監査人には有限責任あずさ監査法人を選任しており、当社からは必要な情報・データが提供され、期末監査のみならず、子会社も含め期中にも適宜監査が実施されております。当期の会計監査の状況は次のとおりであります。

a 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

文倉 辰永(有限責任あずさ監査法人) 当事業年度を含む継続監査年数:3年

山田 大介(有限責任あずさ監査法人) 当事業年度を含む継続監査年数:7年

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他16名

なお、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額は100百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスは監査役会設置型を採用しております。前述のとおり、当社取締役会はその過半数が当社の業務に精通した常勤取締役に構成されている一方で、独立性の高い社外取締役も選任しており、当該社外取締役が当社とは独立した立場から客観的視点による意見や助言を行うほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

さらに、3名の社外監査役を含む監査役会が内部監査部門や会計監査人と連携をとりながら取締役会に対する監督機能を担っており、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適正に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の22日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月開催の定時株主総会から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月開催の定時株主総会より、英文による招集通知(要約)を作成し、東京証券取引所及び当社ホームページにおいて開示しております。
その他	定時株主総会招集通知の発送に先立ち、当社ホームページにおいて早期掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施回数・時期：年1回・11月頃	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施回数・時期：年1回・5月頃	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載資料：決算情報、決算情報以外の適時開示資料、IR説明会資料、月次営業概況、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会招集通知、相鉄レポート(事業報告書)、株式情報等 URL：https://www.sotetsu.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名：経営戦略室(第二統括担当) IR担当役員：取締役執行役員 経営戦略室長 IR事務連絡責任者：経営戦略室課長(第二統括担当)	
その他	アナリスト・機関投資家との個別面談を随時行っております。 また、証券会社の支店において個人投資家向け会社説明会を不定期で実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	相鉄グループでは、「相鉄グループCSR基本規程」において当社グループを取り巻くすべての人々から信頼される企業集団を目指すことを掲げており、これを実現するための原則を定めた「相鉄グループ役員・社員行動原則」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷を低減し、資源の有効活用を図るための対策を講じております。また相鉄グループのCSR活動については、毎年、CSRレポートを作成し、当社ホームページ上で公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「相鉄グループ役員・社員行動原則」において、ステークホルダーに対する適時適切な経営情報の開示を行い、経営の透明性を確保すべき旨が定められております。
その他	相鉄グループでは、「女性活躍推進宣言」を定め、意欲のある女性社員が成長と挑戦の機会を得て活躍できるよう支援し、女性社員の管理職登用を積極的に進めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社では、取締役会において決議しております「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」を内部統制の基本方針とし、内部統制システムの整備を行っております。当社の「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」は、以下のとおりであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア 当社及び子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、相鉄グループCSR基本規程を定める。当社CSR担当役員を委員長とし、子会社のCSR担当役員を委員とする相鉄グループCSR委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
 - イ 当社は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図るCSR部門を設置するとともに、内部監査部門がコンプライアンス体制の推進状況を監査する。
 - ウ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実については、これらを防止又は早期発見し是正することを目的として、外部の窓口及びCSR部門を直接の情報受領者とする相鉄グループヘルプラインを整備する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則及び文書取扱規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存及び管理する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社及び子会社は、リスクマネジメント体制の基礎として、相鉄グループCSR基本規程及び危機管理内規を定める。事業の継続・安定的発展を確保していく体制を構築することにより損失を予防し、不測の事態が発生した場合には、相鉄グループ緊急時対策本部、相鉄グループ緊急時対策ユニット又は各社対策本部を設置し、損害の拡大防止及び危機の収束を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。経営計画及び経営上の重要な業務執行に関する事項については、事前に常務会において審議を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - イ 取締役の業務執行については、職制や職務権限規則において、それぞれの責任者及び権限、執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 当社及び子会社における業務の適正を確保するための指針として、相鉄グループ経営理念を定める。
 - イ 経営管理については、子会社は当社に対し、子会社からの協議・報告を定めた業務処理要綱に従い報告を行うとともに、当社は子会社に対し定期的にモニタリングを実施し、子会社における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
 - ウ 子会社が、当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合にはCSR部門に報告する。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役会事務局に監査役の職務を補助する使用人を置き、これら使用人は取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。また、これら使用人の人事異動及び人事評価については、事前に常勤監査役の同意を得るものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制並びに当社に対する当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア 監査役は当社の経営上重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
 - イ 重要な稟議書面を監査役に回覧する体制により、監査役への適切な報告体制を確保する。また、必要に応じて専門家と意見交換を行える。
 - ウ 相鉄グループヘルプラインに通報された案件については、当社及び子会社において対応した後、CSR部門より監査役へ報告する体制を確保する。ただし、当社及び子会社の取締役の関与が疑われる通報を受けた場合は、外部の窓口及びCSR部門より監査役へ適宜報告する。
 - エ 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を確保している。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項
監査役の監査業務にかかる費用については、社会通念上妥当と考えられる範囲において、他の費用と同様に会計処理・精算を行っている。

当該体制の運用状況の概要

- (1) コンプライアンスに関する体制
相鉄グループCSR基本規程を適切に運用し、当期においては、相鉄グループCSR委員会を3回開催し、同委員会においてCSR全般にわたり4件の議案を審議し、取組状況等として23件の報告を行った。
財務報告に係る内部統制については、相鉄グループ内部統制委員会を3回開催するとともに、対象会社による整備及び運用状況評価結果を内部監査部門が適切に検証・評価している。
- (2) リスク管理に関する体制
当期においては、相鉄グループCSR基本規程に基づき、様々なリスクを予見・分析評価するとともに、損失を予防・軽減するための対策及び損害が発生した場合の対応並びに事後処理対策を行った。
- (3) 子会社経営管理に関する体制
子会社の経営管理については、当社の経営戦略室が分掌し、文書化された業務処理要綱に従い事前協議、報告等を通じて効率的なモニタリングを実施している。また、子会社に対する経営管理及び経営指導においてコンプライアンスに抵触する可能性がある旨の通報等については、弁護士が対応する体制を整備している。
- (4) 取締役の職務執行に関する体制
取締役会は、当期において11回開催され、法令及び定款で定められた事項をはじめ、経営上重要な事項について決議を行っている。
また、常勤取締役で構成される常務会は、当期において26回開催され、取締役会の決議事項及び重要な事項について審議を行っている。
- (5) 監査役の監査の実効性に関する体制
監査役会は、当期において12回開催され、各監査役からの報告を受け、協議及び決議を行っている。
監査役会事務局に取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない使用人を置き、監査役の職務を補助している。また、当該

使用人の人事異動及び人事評価については、事前に常勤監査役の同意を得た上で実施している。

監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べているほか、常勤監査役については常務会等重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べている。稟議書は実施書システムにより電子的に作成され、役員決件事案について自動的に常勤監査役に報告されている。

当期の相鉄グループヘルプライン取扱件数は50件で、対応が完了したものについてはCSR部門より適切に常勤監査役に報告されている。

また、同ヘルプラインに通報等を行った者に対し、不利益な取扱いが行われていない。

監査役の職務について生ずる費用について、社会通念上妥当ではないと認められる場合を除き、速やかに処理している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当社は、反社会的勢力排除に向け、「相鉄グループ役員・社員行動原則」に、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨むことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

(整備状況)

当社では「相鉄グループ役員・社員行動原則」に、反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように社内体制を整備しております。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応しております。また、総務部には不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

平素から、神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県警察本部、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当社は神奈川県企業防衛対策協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報を社内一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

(4) 対応マニュアルの実施状況

対応マニュアルとして「反社会的勢力の不当要求に対する対応方」を制定し、具体的な対応方法を示しております。また、不当要求事例が発生した場合にはその都度、速やかに情報の共有化を行い、対応策を含め注意喚起を図っております。

(5) 研修活動の実施状況

総務部は、反社会的勢力からのアプローチに対応する対応マニュアル「反社会的勢力の不当要求に対する対応方」を配布し、意識向上に向け取り組んでおります。また、講習会を開催し、その内容を全員に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

(1) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社を支えるさまざまなステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

当社は上場会社である以上、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が出現した場合に、当該行為を受け入れるか否かの最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、運輸業の安全性及び公共性を脅かすおそれのあるもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、大規模買付行為を行う者が株主の皆様に対し、買付けに応じるか否かについて判断するための十分な情報や時間を提供しないもの、取締役会が大規模買付けに向けた提案を評価・検討し、代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反するものもあり得ます。

よって当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保するために、株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間と情報の確保につとめる等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

当社は、基本方針実現のため、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて以下の取り組み(以下、「本取り組み」といいます。)を実施しております。

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という基本理念のもと、横浜駅と神奈川県央部を結ぶ鉄道路線を中心とし、それを補完するバス路線のネットワーク、そして沿線の宅地、商業施設等の開発をはじめとするさまざまな生活関連サービスを沿線で暮らしているお客様に提供するという事業構造によって成長してまいりました。

地域密着型の事業を中心としている相鉄グループにとって、地域社会はお客様そのものであります。輸送及び食の安全の確保、お客様視点での接遇及びCSの向上、従業員満足度向上のための働きやすさの向上等、日々の仕事の積み重ねや、そこで働く社員を大切に思う気持ちがお客様をはじめとするステークホルダーの信頼確保につながるものであり、これこそが相鉄グループの企業価値の源泉であると認識しております。

現在、相鉄グループは長年にわたる相鉄線沿線地域での事業展開により培ってきたお客様からの信頼を活かして競争力を高め、「地域ナンバーワンの快適生活応援企業グループ」となることをめざし、事業の選択と集中の強化、CS経営の推進と沿線価値の向上による相鉄ブランドの維持及び形成並びに財務体質の改善等に取り組んでおります。

今後も、コア事業へ経営資源を重点的に投下して成長を図るとともに、低効率な事業については抜本的な改善策を実施する等、事業の選択と集中をさらに強化してまいります。

さらに、2019年11月に開業いたしました相鉄線とJR線との相互直通運転及び2022年度下期に予定されております相鉄線と東急線との相互直通運転により、相鉄線沿線の利便性が向上し、沿線の将来性及びポテンシャルが大いに高まることが期待されます。引き続き、鉄道業におけるさらなるサービスの充実や、沿線の開発に積極的に取り組み、沿線価値の向上と相鉄ブランドの維持及び形成に努め、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することで株主の皆様のご期待に応えていくとともに、株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーからの信頼を確保するため、コンプライアンスの徹底などコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

(3) 本取り組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本取り組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて取り組むものであります。

このため、当社取締役会は、本取り組みが基本方針に沿い、株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、当社社員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 情報取扱責任者及び情報管理部署

当社における会社情報の集約及び管理部署は、総務部であり、その長である担当役員を情報取扱責任者としております。

2. 情報集約及び管理体制等

当社では、会社及び子会社に係る決定事実、発生事実、決算に関する情報等が発生した場合、所管部署は総務部長にその内容を連絡することとし、業務上知り得た情報が重要な会社情報に該当するか否か疑義が生じた場合についても、総務部長に照会し、確認することとしております。

また、情報共有化については、取締役会のほか、常勤役員で構成される常務会等を定例的に開催し他部署との情報共有化を図っております。さらに、経営戦略部門等、特に重要な情報が初期段階で集約される可能性が高い部門については、総務部において恒常的に情報の共有化を図り、速やかに情報を集約できるように努めております。

総務部が情報を把握した場合、関係各部署に対して情報管理の徹底を図ると同時に、必要に応じて経営戦略部門等への確認を行い、情報内容を精査した結果、重要な情報と判断した場合には、速やかに情報取扱責任者への報告が行われます。

適時開示規則に基づく開示については、総務部が行いますが、できる限り迅速に行うものとし、経営戦略部門等と綿密な連携を図り、決定事実、発生事実等その内容に応じて適切な時期により開示を行います。

その他、役職員に対して説明会を開催する等、情報管理に対する周知を図っております。

